

1. 件名：「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（２）」

2. 日時：令和３年３月１９日（金）１０時００分～１１時４５分

3. 場所：原子力規制庁 １０階会議室（TV 会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官、古作企画調査官、上石安全審査官、尾崎安全審査専門職、田口安全審査専門職

原子力規制部 専門検査部門

早川管理官補佐

リサイクル燃料貯蔵株式会社

貯蔵保全部長 他２０名

5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. その他：

資料１ リサイクル燃料備蓄センター設工認申請について（案）

資料２ 設工認変更申請書（分割１回目）補足説明資料提出及び説明スケジュール管理表（案）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:11	それでは説明の方をしたいと思います。まず目次のほうですが、こちらは申請の経緯、それから、全体計画、それから9月30日の申請の進め方等を踏まえた
0:00:27	申請書の組み立て、
0:00:37	よろしくよろしいでしょうか。
0:00:40	それから、4番として第1回の申請の内容についてというふうな構成にさせていただきます。これは前回ですね、第1回の設備機器設備の概要を前前半に持ってきてしまったと。
0:00:58	いうふうなところについて、申請の網羅的な抽出から申請の進め方、それで第1回の知ってないことで、構成のほうを書いています。
0:01:13	ページ、進めまして、2ページ目、これは申請の経緯でございますのでし説明を割愛させていただきます。
0:01:22	それから、3ページ目でございますがこちら申請の考え方というふうなことで、こちらについては新規制基準への適合のために、一旦審査中の変更認可申請を取り下げて再申請をするという旨が記載してございます。
0:01:40	次4ページ目でございます。こちらについては、規制の進め方というふうなことで、AからD、Eまで書いてございまして枯渇する旨、それから金属キャスクについては型式位を考慮した申請を行うまでの規制について、
0:01:59	斎藤さんすいませんもし前回と変わってるポイントだけをもし説明いただけるのであれば、基本的に全部やっぱり全日本出ますし、計算のタグチから話を聞いたところによると、トータル程度火曜日に提出行きたいいただいているものからの何か変更が生じているということだったので、そういうところ。
0:02:19	適切に短く説明していただければと思います。全部説明する必要がございません。はい、承知しました。それでは4ページ目でございますが、こちらはシーコードで前回コメントいただきまして12月23日の審査会合でのコメントについても対応した。
0:02:38	ということで、体制の強化等、あと先行事業者との連携の強化というふうなことで追加してございます。
0:02:47	次のページ5ページ目でございますがこちらについてはイトウスケジュール表ということでこちらについてはほぼほぼ変更ございません。
0:02:57	それから続きまして6ページ目でございますが、これは申請書の作成方針ということで、こちらのページについて追加してございます。これは審査の進め方に基づいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:13	追設工事の作成要領に基づいたステップで続けるとともにそれに従ったイトウきたいというふうなことで、①から④ということで後程展開するという内容が記載されています。
0:03:29	7 ページ目についてはこちらは前回のものから変更ございません。
0:03:35	8 ページ目でございますが、こちらについては、
0:03:41	このページアノンと内容を追加してございまして、これは網羅的な抽出ということについて手順 1 から 3 というふうなことで授受図面によって網羅的に抽出する旨、そのを抽出したものについて現場のほうでウォークダウンをする旨、
0:03:57	それから、そういったことを踏まえて税設備リストとして整理整備するというふうなことが記載されています。
0:04:06	9 ページ目でございますが、こちらについては若干※で飛ばしたりとかしてございますがイトウ下にある表について整理をしたという旨でございますので実質的な内容は変わってございません。
0:04:22	それから 10 ページ目、こちらについては、打とう全般的な品質方針の明確化ということで、10 ページ 11 ページについては、品質方針のところの記載から対数タイト体制マネジメントシステムの文書体系ということで、こちらに変更ございません。
0:04:44	12 ページ目でございますが、こちらについて品質保証規程を採用した経緯と今後の補正というふうなことで、こちらについては今年の 4 月 1 日付で品管規則が変わりましてそれに基づいて、
0:05:01	事業変更許可、それから
0:05:06	保安規定建設段階の保安規定のほう認可をいただいておりますが、こちらへと施工の方が 4 月 1 日以降と、
0:05:16	いうふうなことで設工認の申請書については、それ以前の品質保証規程改定 24 番によって整備をしているというふうなところですが、
0:05:31	3 ポツ目のなお書きのところにございますように設工認の申請書については品管規則の会議の内容を取り込む予定の品証規定の改定に 15 の内容も踏まえて作成しているということで、
0:05:46	具体的な改正内容については、検査の独立性と一般産業用工業品の扱いの 2 点がありますが、現申請書への反映はされているというふうに判断判断している旨記載されています。その次のこっちですね。
0:06:04	こちらについては、保安規定に整合するように今後補正するというふうな旨を記載されています。こちらのページ追加でございます。
0:06:16	それから次のページですが、一般産業用工業品の記載のところですが、こちらについては、設計施設管理Eのところについて記載を追加してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:33	これまでについては電気設備の代表的な点検の例ということで記載していたんですがその文化、追加されてございます。
0:06:43	えっと次のページ、14 ページについてはこれは全体計画を踏まえた申請内容ということで1 回目 2 回目について、こちらについては前回の説明からほぼ変わっておりません。
0:06:58	それから 15 ページでございますが、こちらについては、
0:07:04	分割申請の明確化ということで、
0:07:08	電気設備の記載の概要というふうなことなんですが、この括弧書きのところについて記載を追加してございます。
0:07:16	電気設備のポツで電気設備の設計構造機能。
0:07:20	及び衛星の仕様が技術基準に適合することを記載したということで、その中にあるような項目というふうなことにしてございます。それからbぽつについても括弧書きのところ耐震Cクラスの設計地震による基本的安全機能への波及的影響評価、
0:07:40	竜巻による電源車の基本的安全機能への波及影響防止の設計評価、それから火災等による基本的安全機能への波及的影響ホースを防止する、火災換地消火設備の設置、
0:07:57	建家内の区分、分離設計とこういったところを追記してございます。
0:08:05	それから 16 ページでございますが、こちらについては、具体的な内容ということで、審査の基本方針のところ記載ですが、こちらについては前回から各会派ございません。
0:08:21	それから 17 ページでございますが、こちらは設備の重要度に応じた申請書の記載ということで、こちらフロー図については前回ご提示してございますが、右下の表ですね、重要度に応じた申請書の記載について追記してございます。
0:08:44	それから 18 ページでございますが、こちらは類型化というふうなことで、工事の方法の類型化の記載ですが、こちらについては前回からと書いてございません。
0:08:58	それから 19 ページでございますが、こちらについては
0:09:03	変更申請の知見を踏まえた記載と、いうふうなことで、こちらのページを追加してございます。これについては、と設工認の申請書の構成について、
0:09:18	時第 1 回申請を事項も含めてすべての項目を記載するというので、それから 1 施設共通の基本設計方針等を個別の基本設計方針に類型化したということを図、図のほうで表現してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:39	それから 20 ページでございますが、こちらは申請の概要というふうなことで、こちらについては申請の概要を記載したというふうなことで前回から書いてございません。
0:09:51	それから 21 ページでございますが、こちらあと申請対象設備というふうなことで、こちらも前回の記載から書いてございません。
0:10:03	それから次に 22 ページ、こちら申請対象設備の概要でございますが、こちらも前回の記載から変更してございません。
0:10:15	当然 23 ページ以降でございますが、こちらが今回記載を追加したページでございます。
0:10:24	まず 23 ページでございますが、こちらは事業変更許可申請書との整合性というふうなことで、
0:10:32	今回の申請している電気の設備について添付書類 1 において事業変更許可申請書との整合性に関する説明書ということで、ええと整合しているものね。／記載してございます。
0:10:48	で、こちらについては 24 ページ、25 ページ、同じように、事業変更許可に対して、設計工事の計画基本方針のほうで整合している旨を記載してございます。
0:11:05	ページ飛びまして 26 ページに参ります。
0:11:09	ここから技術基準への適合性というふうなことで、こちらについては添付書類 3 のほうで、技術基準への適合性に関する説明書において技術基準に適合していることを聞きたいと。
0:11:24	いうふうなことで、こちら電気関係、電気設備関係の仕様というふうなことで、添付の 1516-6、添付の 18-3 というふうな形で記載しているというふうな内容が書いてございます。
0:11:41	それから 27 ページでございますが、こちら同じく技術基準への適合性というふうなことで、電気設備の設計仕様を記載するにあたって、負荷リストから追って店舗の方で
0:11:58	その基準が明確であるというふうなことを説明した資料になってございます。
0:12:07	と同じく 28 ページ、こちらについてもどう軽油貯蔵タンク地下式についても容量について同じようにてっ負荷リストのほうから設計仕様を記載しているのね追加してございますが、記載してございます。
0:12:25	最後 29 ページでございますが、こちらは電気設備に関する施設設計等施設共通の設計と言うふうなことで、電気設備の設計にあたって考慮すべき施設共通の技術基準についてその適合性について以下のように天端に記載していると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:44	いうふうなことで、店舗添付 6—添付 7 店舗 8 添付 9 というふうな形で記載をしている旨追記してございまして、どう今回第 1 回申請における電気設備について許可整合、それから技術基準の適合性について。
0:13:01	適合している旨を記載したというふうなところでこの辺りが前回から違ったところでございます。非常に簡単でございますが、説明のほうは以上でございます。
0:13:16	規制庁の石井です。確認ですけれども、今週の火曜日に提出したの事前に提出していただいた資料からは変更がないという理解でよろしいでしょうか。
0:13:32	はい、すいませんそちらの説明せずに申し訳ありませんでした。こちらの／個については変更はございません。先ほどタグチさんに申し上げたのは説明のスケジュール管理表について火曜日に提出してございませんでしたがこちらについての
0:13:50	Revについて間際ではございましたが提出させていただいたもので御説明しております。こちらがどう変わったというところをというふうにご認識してございます。以上です。
0:14:07	規制庁石井です。よく状況はわかりました。
0:14:13	それでは規制庁のほうからやってきたものを確認を進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。まず最初に私のほうから、
0:14:28	8 ページのところ手順を今回示していただいていると思うんですけれども、
0:14:34	今後手順についてはいろいろそちらで調べたときの図面とかワークダウンとか、それから、設備リストとかが大きいこの荒れてるんだと思うんですけれども、まずこの図面っていうのはボリューム感的にすごく沢山あるものでしょうか。
0:15:00	むしろ本社のシライです。電気設備については、基本的に単線結線図がメインになりますので、図面にすると、大体 20 ページぐらいになるかと思えます。
0:15:16	規制庁の石井です。わかりました。現年
0:15:20	そっから運用をちょっと確認して今後相談になるかもしれないんですけども、全部補足説明資料に入れ込むわけではなくて代表的なものをコサクに入れてあとは
0:15:36	常備資料という扱いという考え方もあるので、全体的なボリューム感等へと代表的なものとして取り上げられるかどうかということで、今後の補足に入れるかどうかというのも、適切に検討いただければと思います。
0:15:52	あと設備リストっていうのは、今の多分申請書の中には入れてない形だと思うんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:01	設工認対象以外の設備も含めてすべてをリスト化している状況というふうに理解してよろしいでしょうか。
0:16:17	M当社シライです。
0:16:19	はい
0:16:21	静的関わる設備について
0:16:25	すいません。
0:16:27	すべての設備についてですとかしています。
0:16:33	規制庁イシイですかね。今ご発言したときに再申請に関わるという、
0:16:39	イトウはどういう意味ですか、安全そちらにある全設備のリストをまずリスト化されていて、
0:16:45	その中からどれが申請対象設工認対象だっというふうに絞られているのかなというふうに理解してるんですが、その辺はいかがでしょうか。
0:17:23	当社シライです。正だろう。すみません、いろいろしているラインのところについてはすべて実施とかはしています。色塗りがされていないところについてのリストと言ったところまではまだ
0:17:38	しておりません。
0:17:44	規制庁の石井です。そういう意味でどういうふうにその中から石膏に対象として判断したかっていうのも含めて適切にまとめてもらう必要があると思うんですけれども、
0:17:56	その辺はどういうふうに考えられています。
0:18:17	当社シライです。
0:18:20	すべての設備のリストと、
0:18:24	いう点ではちょっと不足してるところがあるかと思imasので、ですけど。
0:18:29	ちょっと管理が必要なので、
0:18:34	が、
0:18:35	全部の
0:18:38	取材を抽出しろということではなくて、
0:18:41	今回添付書類の中で申請対象設備資金ということで設備ってつけられてますけど。
0:18:49	抽出が正しいのかどうかといったことの判断
0:18:54	ための情報が必要。
0:18:56	ということです。その上では
0:19:01	今、いろんな利用されている。それによって判断しているということですけど、その位の色塗りの仕方を、どういう思想のもとやったのかということをお説明いただかないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:13	基準適合許可基準に整合とか整備と
0:19:17	そういった観点で十分でき出せをされているのかどうかというのがわからない。
0:19:22	いうことで、これ前回のヒアリングでも申し上げましたけど、今回申請
0:19:29	施設の申請対象である電気設備については、系統の色塗り自体は
0:19:36	てます。
0:19:37	これだけでは今お話ししたようなことがわからないので、原燃でやっている対応も参考にしながら説明性のある
0:19:47	説明をして、
0:19:49	ことでさらに電気設備だけではなくて、
0:19:53	設備リストについては、それ以外の
0:19:56	の設備が
0:19:58	出されているわけですから、それに対するいろんな
0:20:01	でも、
0:20:03	ある。
0:20:05	その際に物量感があって補足説明としてはちょっと飛ばしていただいておりますということであれば、代表的な
0:20:14	検討ということで、
0:20:18	でもあり得るのではないかと。
0:20:20	で、
0:20:29	はい、特別報告者シライです。
0:20:32	連系たき火
0:20:36	電気設備の色につきましては、
0:20:39	技術基準上は
0:20:41	外部電源が喪失した時に電気を供給するということですのでけど規制対策ですけれどもわかりになってないので、繰り返し申し上げますが、今妥当性を説明しろと言ってるのではなくて、書類でちゃんと説明ができるものを提出してくれという。
0:21:02	はい、当社シライ了解しました。
0:21:06	書類であり異論なりの考え方等をきちんと説明したいと思います。
0:21:14	規制庁の石井です。今コサクが説明した通り県でもきちんと運用をどういうふうにするか、その辺の考え方をどういうふうにするかっていうのを整理していると思いますので、適宜情報共有させてもらって、適切な資料を準備していただければと思います。よろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:33	次なんですけれども、ちょっと飛ぶんですが、弊社 12 ページでペアの確認で大きいかどうかというところで確認をしたいんですけれども、
0:21:43	品質管理のところの 1 ポツ目のところで
0:21:49	12 ページですね。
0:21:52	1 月のところに事業変更許可申請に本文 9 って書いてあるんですけど、別途申請を受けている書類の中であったと本文 7 と整合についてというタイトルになってるんですが、ここが急になっているイトウは何かありますか。
0:22:22	むつ本社シライですけど、本文がなぜ店舗が 6 件分が 9 というのが実際です。
0:22:32	ここは、
0:22:35	訂正させていただきたいと思います。
0:22:39	規制庁の施設この部分については誤記というふうな形でそちらの認識されてるということよろしいですかね。
0:22:49	はい、もともとはシライです。はい、その通りです。
0:22:53	規制庁のイシイです適切に修正していただいたほうがいいかなと思います。ちょっとじゃあ続いてオザキさんをお願いしてもいいですか。
0:23:04	規制庁の野崎です。私からもちょっと先ほどコサクなりイシイが言ったコメントとかぶりますがその 8 ページ 9 ページ目のですね、対象設備の抽出について、今 8 ページ、電気設備を、
0:23:21	主に話をしましたが、今回その対象になっているものは争点既設Bだけじゃなくてこの 9 ページに書いているように、
0:23:32	いろんなものが結構対象になってますんでそのあたりも合わせてですね、抽出の考え方っていうのを整理いただきたいと思います。
0:23:42	ちょっとそのえつとあわせて先ほどの 12 ページにまた戻っていただいて、
0:23:51	はい。
0:23:53	そうだ。
0:23:55	すみません、ここはちょっと私が読んでいて、よく理解できなかったんで教えて欲しいんですけど。
0:24:03	12 ページの 3 ポツ目のところで、
0:24:09	これ、
0:24:13	ううんと品質保証規程改訂 24 億整備したって書いてさっきのサイトウさんも言っていましたか何か基本これで何か作って申請を賞を作ったのかなと思って。
0:24:27	五つなお書きのところで、
0:24:30	25 の内容も踏まえてやっているってということで、確かに許可整合のところを見ても検査の独立性とか一般産業工業品とかが入ってますね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:41	その内容はわかるんですけど、ちょっとこの文章の書き方はよくわからなくて、ファクトとしては 2425° どちらで別途申請を
0:24:53	どちらをベースにその申請を作成されたっていうことなんでしょうか。まず
0:25:14	RMSEですが、すいません認定書
0:25:18	エポジン申請書ですけど、現在、° 施工で使われてる会計 24 でもって説明。
0:25:26	ております。
0:25:31	先ほど 24 がベースになっているっていうことなのですね。ただ、その横管内の破損なお書きのところで 24 億ベースにして実施すると言いつつ 25 の内容も含めて書いてあるので大丈夫だということになって、
0:25:48	ではなんか 24 と 25 の長さ差分っていうかですね、何が違っているのかっていうのがよくわからなくて、合わせて違ってるものも含めて、来新規MS規則とですねきちんとその整合しているっていうことが、
0:26:05	判断できないので、この辺りをですね、例えば
0:26:11	QMS帰属と書いて 2425 万三つ並べてその 3 段表作ってもらって、その差分がどれで
0:26:23	この三つを並べてみても、QMSに成功してるとかですねその辺りを
0:26:28	ちょっと定年に説明いただけないでしょうか。
0:26:34	今の補足説明資料等ですね。
0:26:44	RMSEでくる溶解しました。品管規則及びその解釈、あと現在のレビューを 24 と 20、4 月 1 日施行 20 行それぞれ 4 年以上で企画補足の資料につきまして、どこで説明できるようにしたいと思います。
0:27:02	はい。お願いしますあの形はこだわらないんですけど、知りたいのはその 24 と 25 で差分が何かっていうことでそのサブをもってしても、きちんと許可整合しているっていうことをどう判断したのか、そこを把握したいと思ってます。
0:27:22	あるイシイです了解しました。
0:27:27	規制庁がイシイです。今のオザキの質問に関連して、
0:27:32	ここのパワーポイントの中で書きがあってそのあとに今補正を行う計画というふうにはなっているんですけど、本来であれば申請のときに、補正ありきみたいな形にちょっと見えるんですけど。
0:27:47	実際には補正をしなくても大丈夫というようなものがそちらのお考えで申請がされたというところなのかなと思ったんですが、何かこの今オザキが指摘した通り、
0:27:59	なんかちょっと回りくどい説明になっていくんだけど、本当にどっちを使っているのかよくわからないような形なんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:06	どういふことを持って大丈夫という判断をしてここは申請をされてるといふふう に理解すればよろしいですか。
0:28:40	規制庁コサクですけど、
0:28:43	申請されているので、回答は速やかにしていただきたいと。
0:28:47	逆にお聞きするとですね。
0:28:53	3 ポツ目で
0:28:55	改正 25 の内容も踏まえて作成しているので、県申請書
0:29:02	については十分なものと判断。
0:29:04	あと、
0:29:05	を行った上で、なぜ最後のポツで固定を行う計画と言われているのか。
0:29:11	その代表的な理由を、
0:29:13	使っていただきたい。
0:29:17	まずこの資料づくりからしたら、質問としてはその方ごさい。
0:29:26	現状、
0:29:27	平成層の中で、別にかぶってなり、保安規定の中で具体的に何か書いてある わけではない。
0:29:35	争点は、
0:29:41	すみません、リサイクル燃料貯蔵の斎藤です。おっしゃるようにですね、一応 申請時点において、当市の 4 月 1 日に施行になった。
0:29:54	規則の中身は一応十分反映してるのと、
0:29:59	こんばんはしております。
0:30:01	もし片側ですね 10 月普通に
0:30:08	認可された保安規定ですね、これについては私どものところもあって 4 月 1 日 に施行ということですね。
0:30:18	やはりダイレクトに
0:30:22	以下、ということを受けた。
0:30:25	保安規定が施行されるということがございますので、やはりそれを受けて品証 規定、社内ふやしもお考えますと重なって浅部においては、やはり
0:30:39	請願が望ましいのではない。
0:30:42	代表的に働いているものを実際に施行される 4 月 1 日降圧時、それに保安規 定、或いは認証規定に基づいたものとなりますので、その方が適切なのかな という判断。
0:31:00	こうしておりますので、ここでその時点にですね、補正を出したいという話をし たところです。
0:31:14	規制庁コサクですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:16	ということで言うと、内容としては入れ込んであるものの文書の整合ということで記載ぶりが今後品質保証規定をする。
0:31:29	改定をしていくと変わってくるかもしれないので、／施工した段階で文書合わせにいくと。
0:31:37	いう。
0:31:39	ことですかね。
0:31:41	はい。おっしゃる通りでございます。アルフレッサが作成し、
0:31:49	ちょっとコサクです。そうであれば、まあそういうことがわかるように書いていただかないとちょっと混乱するんだらうなというふうに
0:31:57	ちょっと言葉じりで言いますと、最後のこともですね、
0:32:02	保安規定の施行に合わせてということの施行は4月1日だということだと思うんです。
0:32:10	この後の
0:32:12	もう会計されており、過去形になっている。
0:32:19	これはまだ解決されていない。
0:32:22	気が付いて工程の
0:32:24	先ほど言いました。
0:32:29	すみません
0:32:31	なるべく債務者ベースいわゆる施行は4月1日に合わせようと思っていますので変更自体はですね3月上旬の保安委員会に持ってですね、この辺の一連の変更はですね。そこで分類。
0:32:47	ということで、一応変更内容自体は、会社として、確認をしております。ただ来ますのマニュアル自体の社内の手続き的にはもう承認は行ってますけど施工自体はシライって全部合わせておかなというのが今計画です。
0:33:07	その辺がちょっと一応今日時点というか報酬が海外知見を出したときに多少表現が全部するように見えるかもしれないですけども、実はその後も変更の内容は会社として認めたということになって、
0:33:23	施行は4月1日に保安規定合わせて一連のだめ復旧については、設置、
0:33:32	単純にですね、改定されておりという表現が正しいのかっていうことがあるんですけど、今の理事会は測ってますっていうのは、委員会に諮った改定というのは、
0:33:43	というようなことなので、正しい状況です。
0:33:48	要望使ってください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:50	ということ、あと今の今もう審議されていて内容固まっているというのであれば、言葉じり合わせが必要か否かということも明確になっているはずなので、そういったところも踏まえて、
0:34:10	或いは対策評価者ちよっともう差替後でえと、この後の資料、適切な表現に直したいと。
0:34:23	規制庁コサクです。差支えなどは何も望んでなくてですね。
0:34:28	今日のヒアリング資料としては別にこれでいいんですけど、これ審査会合で説明する。
0:34:36	ことを考えていると思いますので、会合ではちゃんと説明してくださいねという趣旨でお話してるんですけど、何か誤解されてません。
0:34:45	はい、わかりました。了解しました。説明は添付いたします。
0:34:56	規制庁の石井です。この資料に関して最後持つ確認なんですけれども、なお書きの部分でこの部分は十分に反映されておりという一等で書かれていて、
0:35:12	実際に設工認申請書を作成する段階での今回の電気設備とか設計の観点からいろいろしようとかも書かれているんですけども、その設計をする上での品質管理っていう観点からするとこの海底 24 も改定 25 号
0:35:31	品質管理という観点からすると、同じことをやってるというふうに理解すればよろしいですか。
0:35:42	安全規制です。それ設定に関しては、2425m、
0:35:48	表には別途換気なけれどやっている要求事項が満たされないように実施します。
0:35:57	規制庁の石井です。今おっしゃった意味は 2425 を含め 2425、設計における品質管理としては全く同等のことを行っているというふうに来てるということで理解してよろしいでしょうか。
0:36:25	アール・エス・シーの松野スギヤマです。
0:36:28	検討が遅い場合にはよくよりれますので、
0:36:32	はい、RS-G スギヤマでそれぞれそれで、
0:36:39	原燃とかですね、夜とかですと、
0:36:43	制度の改正前は設計活動については、保安規定以下ではなくて、
0:36:51	事業の
0:36:53	内容としてはやってるけど、保安規定にもまだ入っていないかということで、ということがよく言われていたんですけど。
0:36:59	RFPの場合は、
0:37:02	従前保安規定があったわけではないので、
0:37:06	この社内規定に基づいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:11	配員保安規定もとのQMS、
0:37:15	はい。
0:37:16	ここでの
0:37:21	そうなので、海底に 14 の内容がどうという位置付けかといったところ、
0:37:26	或いは内容について、
0:37:29	ほかの
0:37:30	事業社とは状況が違うと。
0:37:33	いうことではあるんです。
0:37:35	一方で、海底に 15 の
0:37:39	計画。
0:37:41	内容については電力なり、
0:37:44	同じように、
0:37:46	はい。
0:37:47	で、
0:37:50	要求事項を達成し、
0:37:53	この体系と、
0:37:55	それでは、
0:37:57	それが、
0:37:59	背景 24 のもとに整備をされていたことなのかどうかと。
0:38:03	他方、
0:38:09	RMSEビジネスAと書いて 24 におきましても、それ 1 マニュアルにおきまして、設計に関する要求事項が記載がありまして、そのマニュアルに基づき、その 1 マニュアルを全然見て基づきまして 2 次マニュアル設計監理マニュアル。
0:38:25	ものが基づいてある減っても、
0:38:28	設計管理を行っております。
0:38:38	規制庁コサクですけど、私の話したい意味はわかりました。
0:38:43	直接の回答になってないので、
0:38:46	不安なんです。
0:38:49	まず私の言ったことが理解できているかどうかといえば、
0:39:09	規制庁の古作です。回答がないということはノーだと思いますので、改めてお話ししますけど、あの申請書に書かれた設計プロセス。
0:39:20	その品質管理。
0:39:23	そのことについては、それから各会計 24 のQMSのもとに、すでに整備をされているということで、
0:39:33	RSS減圧申し訳ありません。はいSFそのにつけ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:43	コサクです。石井さん。今の回答で追加で確認
0:39:48	コサクありがとうございます。24年度のところと同じということであれば25でも同じって理解でよろしいですね。
0:39:59	はい、そうです。
0:40:02	規制庁イシイです。わかりました。そこは状況としては理解しましたので、そこをきちんと補足説明なりで説明をしていただかないと、今の多分申請書上ではそういうことが行われているというのは理解できるような資料にはなっていないというのが私たち理解させ、
0:40:21	択否定と確かに今の品質ええと品質品管の部分も申請の内容だと、単純にこちらの品質保証規定という言葉を原子力品質保証規定というのを読み込んでいただけだったので、それが急でやってるのか、楽しんでやってるのか。
0:40:39	踏まえてっていうのがちょっとあまり明確になってなかったような記憶、いろんな確認してるんですけども。
0:40:46	そこを何かきちんと事業者として申請の中でそこを明確にしていますというふうになんか認識されたので、貯留の意識をされてますでしょうか。
0:41:03	あるベースのスギヤマです。品質保証規定に関しては、6こちら法を成立理解した上でやってるのが一つです。それから4月1日、昨年の4月1日に都銀過不足は変わってますので、
0:41:19	そんな内容踏まえながら、
0:41:23	調達なり設計なりをやっているというのが現状です。
0:41:32	規制庁名施設や、今の発言は、
0:41:39	昨年の改定を踏まえてやってますっていうのはどこかなんか、例えばその品質保証規程の中の24で、それを踏まえたもとにやるというふうになんか改めてきちんと回答性をしてやってるといふ意図ですか。
0:42:00	RPSむつのスギヤマです。ええと品質測定24の中には詳細には記載されてませんが、品管規則のほうでは、一般産業用構造品のお話が記載されています。そちらのほうは24の内容を
0:42:17	詳細は記載されていないんですけども、その中に含まれるような内容でいろいろ実際にはやっているような状況です。またその品管規則の内容を記載されている詳細内容が記載されてますので、
0:42:33	それを踏まえて、調達一般産業工業品の調達のところに説明として記載させてます。
0:42:42	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:52	規制庁の古作です。今ご説明あったのは、改定 24 と 25 では当然書いてる内容としては拡充をされているのだけれども、その拡充している内容というのは最低 24 の下部規定の中で、
0:43:07	実際にはやられているものであってやられているので今回についてにおいても淡々と書いて、
0:43:16	ことだと思うんですけど、その点については最初のほうにオザキからあったところですね、補足説明でしっかりとその関係性ほんとに下部規定でやることになった。
0:43:28	対応関係、
0:43:38	ベースマットスギヤマです。
0:43:40	今おっしゃったことがわかりましたので、会計反映をしていきたいと思います。
0:43:48	すみません専門専門検査部門の千葉ですけども、ちょっとこのページに関してまだちょっと先になるんですけど。
0:43:56	使用前確認が多分ここ入ってきたときに、
0:44:02	当然この中で品質保証に関するその調達とかなんかいう風品質保証に関しての検査も母の確認も入るんですけど。
0:44:09	今御説明あったようなことをきちんと整理しておかないと。
0:44:13	検査のときにすごくもめると思いますので、そうならないように施行 2 の記載から何か 7 年踏まえ含めてですね。
0:44:22	きちんとすると今おっしゃってることが伝わるような形できちんと整理していただきたいと思います。お願いします。
0:44:33	或いは意見です了解しました。
0:44:40	規制庁、古作です。補足して申し上げておくと検査の独立性といったところが一番大きいのではありますけど、
0:44:50	今回、建設工事としての使用前確認をやらなきゃいけない。
0:44:56	実際には新基準適合に関してということなんですけど、建設工事中ということもあって、主として使用前確認をやらなきゃいけない。
0:45:05	そうすると、これまでやっていた工事についての品質管理と
0:45:10	ということも視点に入ってくる。
0:45:13	さらにその品質管理を我々が直接見るのではなくて、まず使用前事業者検査の中で判断をしていただいて、その内容を確認していくということになるものですから、潮間事業者検査の中でどういうふう
0:45:28	わかりにくいところ見ていかということ
0:45:33	を明確に ということで、水位がその際に品質保証規定というのが改正されているということなどが改定された。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:41	こうやるということなので、この改定前後で比率がどうだったのかと。
0:45:47	前にやっていた活動についての品質をどういうふうに見ていくんだということも整理をしていただいて、
0:45:54	計画。
0:45:57	事業者検査されて、それを見るということになりますので4ページを見て、その点もですね、先ほど言った補足説明の中で、
0:46:08	的確に説明をいただくと、今後の運用というのが、
0:46:13	イメージできるかなと。
0:46:26	ベースマットスギヤマです。
0:46:29	了解いたしました。
0:46:32	規制庁イシイ規制庁の石井です。コサクさんは千葉さんありがとうございます。次のちょっとあの確認に移りたいと思うんですが、13ページなんですけれども、
0:46:47	一般、一般産業用、工業品の更新や交換等に関する基本方針は今のところ、先日のヒアリングを含めて具体的にどこにどうまとめるかっていうのをお考えられてるかをちょっと確認しておきたいんですけれども、
0:47:10	おむつ本社シライです。この降雨更新や交換の基本方針については、
0:47:16	当安全機能の説明書のところに施設の維持等の記者がありますので、そちらのほうに追加したいと思っております。
0:47:33	規制庁町へ
0:47:36	安全機能のところに追加するということですね。
0:47:45	はい、今そのように考えております。
0:47:47	わかりましたその辺も今後今は記載されていないと思うので、補足説明とかできちんとどういうふうな考え方を整理するかっていうのも含めて御説明をいただければなと思います。
0:48:05	続いて15ページのことでもちょっと確認なんですけれども、
0:48:16	今回BPXデー施設共通の技術基準に
0:48:22	要求される事故での火災のところが被災した電気設備のところで火災の記載が最後にあるんですけれども、ここで火災等による基本的安全機能への波及的影響を防止する活性火災感知、消火設備の設計、
0:48:39	建家内許可それから分離設計分離設計というものが具体的に何を指してるかっていうのちょっと確認しておきたいんですけれども、この前の火災設備とか図面は今回は使わないっていうお話だったのに対して、ここでは何を具体的に
0:49:00	説明されたいのかなっていうのをちょっと確認しておきたいんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:05	はい、RFS性東京フルヤですね火災定期火災についてはA格分離設計とありますが、これは申請書のほうで、火災区画火災区域、そういったもので、影響軽減をしているというものをお示ししようと考えています。
0:49:23	なお、すみません、ここで火災感知、消火設備の整形等を記載ありますがこれうっと第1回では方針というところにとどめたいと思いますので、これは適切に修正したいと思います。以上です。
0:49:38	規制庁イシイです。他がわかりました最初このままのおきたいなと火災感知の設計っていうのが含まれるのであれば、先日のヒアリングでも話した通り、全体図面の中でも必要になってくるのかなっていうのはちょっとあったので、
0:49:55	それが必要になるのかどうかという、ちょっと今後きちんと検討する必要があるかなというふうに思ってます。一方でやフルヤさんおっしゃった、建屋内の区画、この建屋だけっていうことの貯蔵建屋受け入れ区域っていう意味の区画を
0:50:10	させているものでしょうか。
0:50:13	IRRS東京フルヤです。この単なる例貯蔵受け入れの区域ではなく、火災防護の観点のaなんで発電所消火設備とかそういう区分、当実用炉で言う審査基準にもっとそれに準じた。
0:50:28	火災区画を示しています。以上です。
0:50:34	規制庁規制庁の石井です。そうすると、この前ちょっとお話にあった建屋内の区画がどうなってるかっていうのは、実際の図面で、
0:50:46	示すべきじゃないかなと思うんですけど、今回まだ申請書の中ではなかったんですが、
0:50:52	その辺はどういうふうに検討されてるんでしょうか。
0:50:56	はいRFSへ東京フルヤです。と申請書の中では添付の火災防護に関するところですので、添付-8、添付資料は添付書類3の添付の8火災及び爆発の防止に関する説明書の中に、
0:51:16	第6-1 ぜ。
0:51:18	貯蔵建屋の火災区域区画图というものがございます。ここで明確に掘削角度区域を黒の実線黒の破線で表現してございます。以上です。
0:51:32	規制庁イシイです。この文面っていうのは、今、例えば第2回のときには、全体図面の中には入ってれるおつもりなんでしたっけ。
0:51:43	IRRSで東京フルヤです。まだ案ではあるんですけどももちろん第2回においては、火災英語を全体をお示しする必要があると考え、考えてございますので、発生防止、感知消火、影響軽減、これ全体を示します。したがいまして、この図。
0:52:00	出かけ区域のづらいについても添付の予定はしています。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:08	規制庁真意です。この火災区画についてここできちんと設計の方針みたいなことを示されるのはやっぱり本来懇この段階から図面として入れてもらったほうがいいんじゃない入れる必要があるんじゃないかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。
0:52:26	はい、RFS東京フルヤです。それは私どもちょっと方針をよりよい申請書を作りたいと考えますので、この図面、今お示している火災区画区域の図面についての図面の中にきちっと納めると思います。以上です。
0:52:46	規制庁の石井です。その辺検討きちんとしてよろしくお願いします。
0:52:53	IRRS東京フルヤです承知いたしました。
0:53:03	タグチさんのほうからお伺いしてもよろしいですか。
0:53:08	手帳タグチです。25 ページの
0:53:13	一番下にですね。
0:53:15	また軽油貯蔵タンクが津波襲来後の活動に必要な設備の燃料貯蔵できるんですけど。
0:53:23	具体的にですね、電源車という記載がないので、
0:53:29	電源車以外にもその必要な設備を想定していますかっていうのは、一つ目の質問です。
0:53:41	もう一度言いますと、電源車。
0:53:45	という記載がないので、貯蔵タンクの燃料を、
0:53:50	電源車以外にも供給するのかっていうのをお答えをお願いします。
0:54:01	エムス本社シライです。津波が襲来したときには、まず、電源車で及び緊急対策所に供給するので電源車にこのK炭鉱使います。ただそれ以外にも仮設の発電機等を使うことが想定してますので、
0:54:19	そういったものについても、今日、
0:54:22	経緯を供給することを計画しています。
0:54:27	規制庁タグチです。それに関連してですね。
0:54:32	添付の 34 になるんですけど。
0:54:36	kA貯蔵タンクがまず計量器
0:54:42	これ外部電源がなくなると使えないと。
0:54:46	ということなので、
0:54:48	ええと可搬式の発電機を接続するとしてます。補足説明資料上、
0:54:56	それから以前の審査会合では、
0:55:00	その活動拠点としての予備緊急対策所は、非常用発電機を設置するとしてます。
0:55:07	ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:09	まず津波が
0:55:11	来て自分で説明が使えなくなっても、
0:55:15	確実にタンクから
0:55:18	電源車供給することができるということを
0:55:22	まず補足説明資料、
0:55:24	及びその添付資料でちゃんと説明いただきたいと。
0:55:30	それから先ほどありましたように電源車以外にも共有するのであれば、その旨を申請書に記載していただきたい。
0:55:41	そんなところですね、いかがでしょうか。
0:55:49	それと本社シライです。
0:55:55	添文者以外に、平均燃料供給する。
0:55:59	それという意図で基本設計方針では津浪襲来後の活動に必要な設備の燃料貯蔵できる設計とするというふうに記載をさせていただいております。
0:56:13	今のタグチさんのコメントはこの貯蔵できるだけではなくて、9 できるということも期待すべきというコメントでしょうか。
0:56:23	規制庁タグチですね、
0:56:27	その電源車以外に供給するのであればそれを追加して欲しいというのが一つ。
0:56:35	それと電源車を津波が来る場合こない場合で用途は違うと思うんですけど。
0:56:45	津波対策として見た場合に電源車以外に、
0:56:49	ですね、発電機を設けるのであればそういったものもちゃんと明記すべきだし、その電源を使って計量器を動かして、
0:57:02	それで初めて 9 できるのであればそこまでは、やはり
0:57:07	ちゃんと書くべきだということです。
0:57:16	それと、熱放射シライです。記載の内容を記載の程度についてちょっと検討させていただきたいと思います。
0:57:24	タグチよろしく申し上げます。
0:57:57	規制庁コサクです。
0:57:59	今の点、
0:58:00	何にも関係するんですけど、今日の資料だと 26 ページにですね。
0:58:05	添付 10 法定電気設備に関する説明書等あって、
0:58:10	御説明内容が書かれているんですけど。
0:58:16	いろいろと違って解釈があまりないので、
0:58:22	基準要求の
0:58:24	設備の電源が設けられるなっていないなければならない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:29	対して、どこまで説明するのかっていうのを
0:58:33	考えが難しい。
0:58:34	だけど、
0:58:37	修繕する設備を記載してその負荷に耐えられる容量になってますというの が、
0:58:49	ことになってるんですけど、これだけではなくて、その給電する手続きで、
0:58:57	十分なのかとか或いは今、
0:59:02	燃料、
0:59:03	もろもろの
0:59:06	踏まえて、
0:59:08	一連の活動の説明の妥当性を説明いただいて、それによって今回の
0:59:16	が、
0:59:19	その説明をしていただく必要があるかな。
0:59:24	具体的には今後、
0:59:26	説明を受けた上で、
0:59:29	この
0:59:31	これはヒアリング
0:59:35	まずは、
0:59:37	ページの記載内容、
0:59:39	ページにおいて、
0:59:42	もう
0:59:49	本件については確か確認。
0:59:51	次は、
0:59:53	頁 27 ページはその添付 15 で。
0:59:57	過日、
0:59:58	で、
0:59:59	増加を踏まえて、容量が、
1:00:08	はい。
1:00:13	なんですけど。
1:00:15	18 ページのほうはしっかりとか、
1:00:18	ここではなくて、6-6 で書いてある。
1:00:23	その辺りはどういうページ
1:00:40	特別本社シライです。
1:00:43	江藤。
1:00:45	これ経営タンクに空を供給する。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:50	設備が通常の外部電源喪失時にで電源車からしか供給しないので、このPuタ ンクのこの評価するにあたって、この電源車の負荷を
1:01:04	持ってきたということです。
1:01:12	規制庁コサクですけど。はい、質問は何で添付 16 で書いてあるんですが、添 付 15 じゃなくてっていう質問なんですけど。
1:01:23	はい添付 15、2 番ある電源車に供給するという言葉しか書いてなくて、その電 源車の負荷リストといったものをつけて記載をしていなかったなので、添付 16 の ものを
1:01:37	ここの説明をしていただいた現状として、16 日を書いてないのでっていうこと は理解をしました。一方で、どこでどう説明をすべきかというようなところにつ いては先ほどの添付 15 についてももう少し拡充したほうがいいのではないかと。
1:01:53	いう話もありましたので、その点で整理を進めていただければと。
1:02:01	はい、武藤町のシライです。添付 1516 のある記載の拡充していきたいと思 います。ありがとうございます。
1:02:18	規制庁石井です。田淵さんの質問よろしいですか、では、
1:02:23	ちょっと戻るんですけども、18 ページのところ、
1:02:32	今回 9 月 30 日ペーパーの類型化の話として、Rayleigh どうされてきたん ですけども、9 月 30 日ペーパーでパーツ類計画っていうのは海進期の類型化を して、
1:02:49	改正。
1:02:52	解析とかそういうのをどういうふうに類型化できるかって言うものである ので、これが類型化の代表ではないというふうに考えているんですが、一方 で整理っていうのは喫水恣意性の合理化っていうところの部分にあって、
1:03:09	ちょっとその類型化とはまず違うんじゃないかというのがちょっと指摘のポ イントと、あと実際に 9 月 30 日ペーパーの海進に関する類型化っていうのは、RS 側で例えば大変に
1:03:25	ところで、解析手法とかモデルっていうものを同じようなものであればきち んと類型化して結果を確認するっていう考え方を整理しているのかっていう 2 点をちょっと確認させていただければと思います。
1:03:38	IRR平成東京フルヤですね、まず我々類型化の取り取り扱いというか解釈 の仕方、ちょっと委員会ペーパーとそこがありまして、大変申し訳ござい ませんでした。その辺、その点については、ちょっと社内で検討して、
1:03:54	整理をきちっとしたいと思います。あと後半のウォータイシイの解析みたい な、そういった類型化はどうなってるのかという話ですけども、これは我々、そ も

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	そも設備数が少ない層種類も多くあるわけではございません。ですが、今、耐震のほうで説明しようと思ってるのは、
1:04:14	すべてCクラスでして、この点については結果だけまだ準備していたんですけども、これ累計カーとして示すべきかどうかちょっと社内で持ち帰って検討したいと思います。以上です。
1:04:30	規制庁コサクですけど、委員会ペーパーを、
1:04:34	ことごとく協会されているようなんですけど、Cクラスは結果は示す必要がなくて、方針をちゃんと説明するということになっている。
1:04:46	その方針っていうのがまさに類型をちゃんとしてこういうものはこういう
1:04:52	評価方法で設計しますということを宣言される。
1:04:56	ということなので、より一層類型化の意識を持ってやっていただかないと。
1:05:03	一方で、設備が
1:05:06	いうことでいえば単純に、
1:05:10	こういうものはこういうテキスト回避が随契かにもなるということだと思って類型化というのを必ずしも複数のものを固めてグループにしなければいけないということではなく、
1:05:23	同類のものは一体として評価の説明をしてくださいということなので条例に物が無いっていうんであれば、担当。
1:05:32	ということなんですけど、繰り返して申し上げますと、結果ではなくて評価方法
1:05:37	すみません。
1:05:42	はい、RFS東京フルヤです。類型化に関する理解を深めたいと思います。以上です。ありがとうございました。
1:05:50	規制庁の田口です。ちょっと先ほどですれ言い足りなかったのもう1度Point言いますと、
1:06:02	添付の15で電気設備のことが書いてあって、3.4。
1:06:09	を見ると、貯蔵タンクのことが書いてあって計量器でできる給油できるとかですれ書いてあるんですけど、さらに下は津浪による内容が書いてあって、
1:06:23	じゃあ、
1:06:25	確かに計量器で共有できるんだけど、軽量機器は電源がないと使えないんであれば、ちゃんとそういったのを含めて、
1:06:34	必要な事項はちゃんとこういったところに書かれる必要があると考えてます。以上です。
1:06:54	当社シライです。
1:06:57	PARの期待について回答したいと思います。
1:07:04	はい委員長お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:10	時サイトウイシイです。
1:07:13	それから、
1:07:16	6 ページにある。
1:07:18	記載方針の③④のところで、
1:07:23	まさにちょっとここで用語の類型化という言葉を使っているので、先ほどの類型化等をちょっと
1:07:30	さらに下の整合を整理がうまくいってない部分があるのかなと思うんですけども、朝 4 のところで類型化してきちんとその記載方法を考えるっていうふうに書いてあって、一方で 19 ページのところでも今回その類型化に関しての
1:07:46	きちんとした効率的な申請を行うためのをどう整理していくかっていうのを書いていただいたんですが、
1:07:55	前回のヒアリングの中での工事の方法についても、適切な類合理化を図りま すっていうふうには言われていて、今回この申請個々の書類の中には工事の 方法に関することはまとめられていないんですけども、その辺はどういうふう に今考えてますでしょうか。
1:08:15	はい、RFSへ東京フルヤです。ご指摘のマツダの類型化というのを我々かなり 拡大解釈していろんな意味ニュアンスで類型化というのを図っているという ところなんです。今ご指摘の工事の方法の類型化。これについては、先ほど
1:08:31	ご意見ございました 18 ページ目。
1:08:38	18 ページ目には、電気工事の工事計画の類型化の例と。
1:08:43	ということですか、次の申請で考えている所済み燃料本体、Eの工事計画を類 型化するとか、
1:08:52	そういったことで、工事の計画についても我々類型化合理的な審査をねらって 類型化を図ることとしています。以上です。
1:09:07	合併とコサクですけど、まず類型化という言葉はやめたほうがいいです。
1:09:13	視機能累計結果でそのときに、
1:09:17	長なり、評価方法になるということ踏まえて整理をして、効率的、
1:09:24	ということで、我々使ってますので、同じ言葉を違う意味で使うと混乱しますの で、別の言葉にしていいただければと。
1:09:33	その上で、工事の方法なんですけど、まだ御理解いただけてないようなので、
1:09:39	お話ししますが、設備単位で書く必要はなくて、逆に言うと設備ごとで説明 しないと、ここが違うがあつて書けないんだということで、
1:09:51	もしあるのであれば御説明いただきたい。
1:09:54	他の事業者については、被災箇所は幾つか分かれていたと。
1:10:00	内容としては 1 本で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:02	されてますので、
1:10:04	戦力ご理解
1:10:08	はい。
1:10:09	いうこともあってですね、あまりここで強く言ってもしょうがないんじゃない。
1:10:18	はい、RFS東京フルヤですね、まず類型化の言葉遣い、ちょっと気をつけて資料のほうを検討したいと思います。
1:10:27	以上です。
1:10:32	規制庁イシイです。沢山補足ありがとうございましたすいません。
1:10:38	今日次に行きたいと思うんですけども、ページの 24 のところで、
1:10:50	今の聞いたり、左側に事業許可申請書の本文には機能を記載があって、そこに関し必要な電気設備を設けるっていうふうに書かれているのに対して、右側の記載があるんですけども。
1:11:07	ここが何かその整合説明する上で適切になってないんじゃないかというふうに考えてるんですが、
1:11:16	どう、どういうふうに考えてこういう記載されたのかちょっと御説明いただければと思います。
1:11:24	当社シライです。申し訳ありません。ちょっと機会を作る。
1:11:30	ところが、少し誤っておりましたサイトウ。
1:11:34	この
1:11:36	必要な電源を設ける中の(2)のここの記載は、
1:11:40	部分は 23 ページ目に、
1:11:45	起債されなきゃいけないところの内容になります。
1:11:49	併しました。すいません。そういった意味ではなくて、
1:11:54	申し訳ありません。
1:11:58	操作監視等に必要な電気設備を設けるということで、いわゆる外部電源が喪失しとかではなくて、通常の監視操作に必要な電気ということの説明で右側に
1:12:12	この外部電源から各負荷に供給するということが該当するというのでここに記載していますので、契約者設備にもう外部電源が商品時に設けるというのは、23 ページ目のほうに記載していると。
1:12:26	こういう機会の一応分けさせていただいています。
1:12:49	規制庁の古作ですけど、
1:12:51	アルテックの
1:12:55	工認側の
1:12:57	各負荷への給電の各負荷というのが、
1:13:02	ほかの方でいう操作監視等について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:05	など。
1:13:07	含まれているというふうに言われている。
1:13:11	はい。はい、そういう。
1:13:14	つもりで機構のここに記載してます。
1:13:20	はい。
1:13:23	結果のほうは電気設備を設ける。
1:13:26	で、
1:13:28	工認のほうは各場所が電気設備の結論なので、
1:13:32	いうことではあるんだと思います。
1:13:35	設計方針のところ、
1:13:37	はい。
1:13:41	ちょっと全部、
1:13:43	通所二つ書いてるんですけど、両方ともちょっと曖昧で、
1:13:47	上の文章は空気圧縮に給電するということを書いている文章になっているので、
1:13:56	各課のうちの空気圧縮機だけの
1:14:02	イトウ
1:14:03	イシイ方でうち次の文章はどこからというのがわからないということについて、
1:14:11	何でどう
1:14:13	各
1:14:16	というのも、
1:14:18	いう
1:14:20	そう。
1:14:21	なので、
1:14:23	現状は申請されて基本設計方針をコピーするしかないので、
1:14:27	状況なのかもしれません。
1:14:30	薄い。
1:14:31	ページ。
1:14:36	委員長は基本的に、
1:14:44	はい現状、
1:14:46	熱放射シライです。
1:14:48	最初に、あれは8時から施設の降雨電源構成を説明することで、こういう記載を基本設計方針、最初に記載をしています。
1:15:01	規制庁コサクですけど、この後、補足説明も受けながら審査をする過程で皆さんで考えていただければ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:09	どうぞ、通常だと、許可と。
1:15:12	第1で対応するように、それがわかるように文言を訂正させて基本的方針を書かれるもの。
1:15:20	どうぞ。
1:15:21	パラで進んでいて、ここで読めるからいいだろうというような
1:15:25	考えで整理されたように見えます。
1:15:29	その点、よく精査いただいて、今後、補足説明した上で、
1:15:44	はい、MUTOHシライです。検討させていただきます。了解しました。
1:15:58	規制庁一井です。スギヤマ 25 ページのところ、今回
1:16:06	印可要件の適合性の中で、津波のところを書いてるんですけども、基本の今回の電気設備に対して、
1:16:19	津波だけではないと思うんですが、
1:16:22	他に何か説明すべきことは今いいでしょうか。
1:16:37	むつ本社シライです。電気設備で津浪場合に考慮する自然現象としては、電源車が竜巻で飛ばされないために固縛すると言ったことがありますので、そちらについては、電気設備のところではなくて、自然現象のところ、
1:16:57	記載をさせていただきます。
1:17:10	規制庁コサクですけど、ちょっと説明が飛んじゃってですね、許可整合として説明する事項として、
1:17:18	それで、今の自然現象っていうのは何で入ってないんですかっていう質問だと思うんですけど、じゃあ添付で書いてますっていうのはちょっと説明の仕方が違う。
1:17:44	いうところです。
1:17:46	また追加でいうと、共通の設計方針として書いて終わりにすることと、個別の設計方針に
1:17:55	共通のものを具体的に展開したものとして、具体的に設計をしていくと。
1:18:01	いうところを、との関係も含めて、どういう考えで整理をするかということかもしれないので、その点、
1:18:10	もう少し全体構成としての考え方っていうのを説明いただいても、
1:18:37	富む当社シライです。検討させていただきたいと思います。
1:19:10	コサクです。その点ですね、具体的な内容について内容の説明という意味では許可制基準適合
1:19:20	今回提示
1:19:22	で、
1:19:26	だから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:28	はい。
1:19:30	新しい提案とか、
1:19:36	だから、
1:19:40	その点検設備の条文とか説明が
1:19:43	それが今あった自然現象とかですね、その他共通になってるようなところに対応するものと、
1:19:50	まず今のお話で、評価整合のところちょっと十分。
1:19:54	はい。
1:19:56	基準適合の関係だと 29 ページ。
1:19:59	だから、
1:20:01	ことは理解。
1:20:03	添付で書いてますっていうだけになってるので。
1:20:06	今回説明すべき基準。
1:20:09	以上がどれにあたるのか、それを踏まえて添付で、
1:20:14	この情報に対して、こういったところで説明します。
1:20:19	背景をですね。
1:20:22	はい。
1:20:31	IRRS東京フルヤです。特にご指摘いただきました／整合からの転換やり方まうん通常考えるのはもちろん、こちらの設工認での方針が方針がまず整合されて、それに基づいて、
1:20:48	各個別に飛んで、その詳細が添付にあるところを我々頭ではそうか解釈してるんですが、ちょっと紙の上で、表現が下手くそなところがありますので、そこを精査したいと思います。以上です。
1:21:03	規制庁、古作です。よろしくお願ひします。もう一つ、紙の上だけなんですけど、今の許可制冒頭基準適合というのを 2 項目分けて説明しますと言っているのが 20 ページ
1:21:16	どうぞ。
1:21:17	これの
1:21:20	上に(1)(2)で書いてあるところの後ろに、
1:21:24	第 4 号、
1:21:25	はい。
1:21:27	はい。
1:21:44	はい。RFS東京フルヤですね、いろんなもの。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:48	第4凸に鋼材4ポツ3項、これについてはこのパワポの中での展開をと考えていたんですが、ちょっと編集上のものが残ってしまった後数字が誤りがございますので、ここで修正したいと思います。以上です。
1:22:07	ちょっとコサクです。わかりました。具体的にはあれですね。23ページからのものと、26ページからのものということで示したかったってことです。
1:22:19	はい、ARF東京フルヤです。お恥ずかしながらその通りでございます。
1:22:25	規制庁、古作です。理解しましたので
1:22:28	適切に数字を設定して、
1:22:42	規制庁イシイです。全体的に事前にいただいた資料については、確認するポイントは以上かなと思うんですが、何かほかに確認事項がある方がいればお願いします。
1:23:20	規制庁検出どうぞ規制庁の日です。よろしければ、データあるFの方でこの資料は審査会合に向けて、少し修文とかされると思うんですけども。
1:23:34	漂流とかの提出は可能ですかそれとも月曜日になりますでしょうか。
1:23:46	RF東京サイトウでございます。ちょっと中身的にですね少し大幅に変えなきゃいけないところ等ございまして、大変恐縮なんですけど月曜日に提出させていただきたいと思います。
1:24:41	はい。
1:24:45	規制庁のタグチですけど、23日午前中の審査会合なので、
1:24:53	最悪でも午前中、月曜日の午前中でないと間に合わないと思う。
1:25:03	はい、RFS東京サイトウでございます。ええと承知しました午前中のなるべく早い時間に提出できるようにいたします。
1:25:15	規制庁イシイです。よろしくお願ひします。朝市ぐらいをめぐりに出していればと思います。よろしくお願ひします。あと今日別途資料を準備をされていて事前にはちょっと確認できてないんですけども、
1:25:30	何か御説明とかあればと思いますがいかがでしょうか。
1:25:37	はい。RFS東京サイトウでございます。前回3月12日にですね、補足説明資料をに関するスケジュールということで、初回の出したものがですね今回掲出をし、
1:25:54	したもののだけが書いてあるものでございまして他の計画がないというふうなことがございましたのでこちらのほうの改訂版ということで、大変恐縮なんですけど間際のペースになってございましてしまいましたけどこちらの内容を
1:26:11	提出しましたので、どこの応答図等を補足説明資料の項目とそのスケジュール感についての回答案について御説明させていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:25	それで、当スクリーンの方に掲示してございますのでもしあのご確認できない場合はこちらをご覧くださいければと思います。大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。
1:26:46	家の決算書のタグチです。これ差替だっということて決算送っていただいたんですけど、どこが変更になったかというのを教えてください。簡潔に。
1:27:02	はい。まずですね前回はiPhone本文添付書類ということで記載してございましたが、こちらの項目についてですね、当原燃さんの資料も参考にしながら等RFSとしてですね。
1:27:22	補足説明するべき項目という事で項目のほうを見直してございます。まずですね。
1:27:30	本文のところ、こちらについては、申請の方針、それから申請対象、それから基本設計方針、それから設計仕様要目表をですねこちらの項目について、冷凍補足説明を資料として提出したいというふうに考えてございます。
1:27:49	それから、添付資料につきましては、てる資料の添付書類のⅡとしまして品管規則の対応についてということ先ほど議論ありました内容について補足説明資料として御説明したいと思います。
1:28:05	それから、添付資料 3aといたしまして添付の 5。
1:28:11	7、添付の 7-2、添付の 8 位ということで、添付の 8 添付の 9 と、そういうふうなことで、こちらですね、耐震性等、それから、自然現象による損傷の防止、
1:28:26	それから竜巻、火災安全機能と、こちらについて
1:28:32	補足説明資料として提出したいとそれから添付資料の 3 号添付の 15 以降ということで今回申請対象となっております電気技術に関する説明書ということで記載の内容について補足説明資料として提出したいと。
1:28:52	いうふうに考えておりますんで、そちらのスケジュール感ですが、これらのものを四つのグループという形で四つに分けて、
1:29:04	まず申請の方針のところについては 3 月の 26 日に提出いたしましてこれ以上の金曜日の午前中にヒアリングを
1:29:19	していただけるという想定のもとにですね。東欧金曜日、4 月 2 日に参画をつけておりますので次に本部の残りの項目について、4 月 2 日に提出いたしましてええと。
1:29:34	その次の週の 4 月 9 日に御説明をさせていただくというようなことで、
1:29:44	計画を立てております。それからその次の週については電気設備いいに関する添付書類について、資料提出して御説明すると、最後にその自然現象等のところについて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:01	補足説明資料として提出して御説明をするというふうな計画を立ててございます。なおこの等提出のサイトウ時期でございますが、ちょっと欄外見づらくて申し訳ないんですけど、
1:30:16	資料の提出日についてはこれ一応提出期限というふうなことで考えておりました、早めに準備できたものについては早めに送るような事をということで考えさせていただきたいと思います。
1:30:32	こちらで我々が補足として資料を提出するものは以上でございますが、以上と今のところ考えてございますが、こちらについては、当申請書等で本当。
1:30:46	説明するというふうなこともございますので、補足として今考えているのは以上だというふうなところでございます。
1:30:54	ほかに何か補足とかあればお願いします。
1:30:59	簡単に概要としては以上でございます。
1:31:17	規制庁コサクです。ちょっと原燃の状況等の関係としてお話ししておくですね。
1:31:27	本文の話。
1:31:30	添付書類側はこの内容に応じて必要なものを
1:31:38	あんまり話。
1:31:48	ちょっと添付書類との関係だとか整合の比較等基本設計方針。
1:31:55	本文との関係がある。
1:31:57	あと、添付書類期間の最初にある。
1:32:02	は、
1:32:04	七、八十にある申請させて、
1:32:08	どうぞ。
1:32:09	はい。
1:32:10	ちょっと待って、これは、
1:32:13	本文側での話とあわせて、
1:32:20	その点では前とか整合の話という意味では 1112 の
1:32:27	ここで、
1:32:32	そこで設備の話です。
1:32:36	2 番の
1:32:38	選定
1:32:42	そう。
1:32:43	七、八十、
1:32:46	はい。
1:32:51	さらに盤の基本的方針、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:01	はい。
1:33:02	この辺りを
1:33:04	どう説明するように構成していくのか。
1:33:07	原電ください。
1:33:12	その辺りについては、抵当前年
1:33:18	で、
1:33:22	はい。
1:33:27	はい。Fs東京サイトウでございます。当原燃さんにつきましてはですね通すあの3月12日にヒアリングをいただいた後にですね、
1:33:43	連絡をとりましてですね内容確認してございますが、ここの詳細のところまで原燃さんがどういうふうに行っているかという中身については、来週ですね、打ち合わせをさせていただくようお願いしているところでございまして、
1:33:59	それを踏まえてこちらのほうの
1:34:05	作成をしていきたいというふうに考えてございます。
1:34:11	一応コサクです。そうだとするとですね、来週中に資料提示をするっていうのは、
1:34:18	じゃないかなと思うようになって十分なんですけど、別にですね。
1:34:26	美しい姿としては本文の説明があった上でその詳細の説明。
1:34:32	ある。
1:34:35	実際はあるので。
1:34:39	はい。
1:34:41	続いて、
1:34:45	はい。
1:34:48	作業として、
1:34:50	だからできるとかっていうところを考え、
1:35:04	はいRFS東京をサイトウでございます。それぞれの添付等についてですね等仕上がりいいどのくらい応用するかというふうなことについても確認してございますが、そちらについて
1:35:19	本文等ですね、リンクの関係も含めてですねどういった構成をしていいつごろ出来上がったものを説明していくかということについては、
1:35:34	まだ十分にその辺りが練れているところではございませんので、ちょっとそこについてはですね、再度社内で調整をとりまして、先ほど言われたリンクも含めてですね、説明要するに早く説明できるものを早くと。
1:35:49	いうふうなことで、もう一度よく見直させていただきたいと思います。以上です。
1:35:57	規制庁、古作です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:59	よろしくお願いします。ここで、
1:36:02	これもきだとは思んですけど、資料番号
1:36:06	書かれているんですが、同じ番号がいっぱい書いてあってですね。
1:36:12	項目、この
1:36:14	項目は全部まとめた補足説明にしますというつもりで書かれているのか。
1:36:19	大きいなのか。
1:36:21	ところがよくわからないので、
1:36:24	その番号づけの考え方とかあれば、
1:36:27	ただ、
1:36:30	はい。RF東京サイトウでございます。こちらのちょっと一つ一つということですね番号をつけるというかですねこれ提出つうのタイミングに合わせてですね、一つの固まりとして番号を取ってしまっておりますので、
1:36:47	そちらについては少し適切に番号を触れるようにもう一度その辺りのところ、検討して修正させていただきたいと思います。
1:37:00	規制庁、古作です。わかりました。前回その意味では確かに補足説明資料一式をまとめて番号ついていたんですけど、内容ごとにですね。
1:37:12	情報を追加をして、
1:37:14	随時ヒアリングをするということになると思いますので、ある程度分けて、
1:37:20	効率よく改正をできるように、
1:37:23	はい。
1:37:30	ちょっと、まああの原燃の状況とかを聞いていただければと思うんですけど、先ほどお話をしたように、
1:37:38	設備っちゅう
1:37:39	と思うんだっていうと、
1:37:42	はい。
1:37:45	関係していて、それで今日最初のほうにもお話あった。
1:37:50	A系統、
1:37:55	はい。
1:37:57	合併
1:38:00	縦軸が
1:38:03	どうぞ。
1:38:06	ここで横軸関係。
1:38:09	対象条文が何か。
1:38:12	はい。
1:38:14	どうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:16	結局、
1:38:19	ないようなことも関係。
1:38:21	いえ。
1:38:25	お話したQMSの関係で、
1:38:28	はい。
1:38:34	はい。
1:38:41	はい。
1:38:45	やっぱり、
1:38:56	説明の仕方っていう
1:39:03	は、
1:39:05	こんな
1:39:07	結局、
1:39:13	はい。
1:39:14	三番。
1:39:18	はい。
1:39:22	具体的に
1:39:38	原電、
1:39:39	今回申請分については作業場耐震性部分が、
1:39:45	検討が不十分だった。
1:39:47	で、その結果として、
1:39:51	御説明
1:39:52	上場に本来、
1:39:54	何を
1:39:58	はい。
1:39:59	以上のところまで続きます。
1:40:04	ここで少し
1:40:06	戻りが発生するというのが、
1:40:09	なので、
1:40:12	あれ。
1:40:15	今、
1:40:18	ということで、
1:40:21	前には、
1:40:24	どうあるか。
1:40:29	やっぱり、
1:40:32	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:34	改めて、
1:40:48	はい。RFS東京サイトウでございます。通されていて、コメントいただきました。網羅性、それから使用表を等々のを踏まえたですね、適切な説明ということで、こういったことを踏まえてスケジュール、
1:41:06	についても見直させていただいてそういったことを一体で説明できるような形をとりたいと思います。ありがとうございます。
1:41:17	一応コサクです。あと、あと1点だけ原燃との関係でお話しておく、一番最初の分割申請計画についてなんですけど、PRAの原燃のほうは設備数が多くて、条文との関係も複雑になっているので、申請の計画をどう立てることによって、
1:41:37	ページまとめられるのかって大分
1:41:39	サイトウであるFの場合は、先ほどそういった論点があるわけではないので、その点は片理原燃。
1:41:48	どうぞ。
1:41:48	青いをする必要はないと思いますので、そういった辺りは、
1:41:52	だから、
1:41:54	はい。
1:41:55	必要な場所というところについて、
1:42:00	はい、RFS東京サイトウでございます。ええと承知しました。重点を置くところについてしっかりと検討したいと思います。ありがとうございます。
1:42:14	規制庁イシイです。今のどういう構成にするかっていうのはコサクの方から今原燃の状況を踏まえて説明したと思うんですけども、先ほどコサクからも指摘があった点で各文書番号を今、
1:42:31	まとまった形でつけていただいているというところで見直しを測れるはかれるというご回答いただいているんですけども、二つの観点からやはりきちんと分けたほうがいいのかなどというふうに思ってます。一つは、
1:42:47	一つの、それぞれ分割している説明の項目に対して修正が入ったときに、同じ番号付けてると、全部修正してもう1回再掲示するような形になってしまうので、修正がない部分までまたもう1回含めるというのはちょっとあまり合理的ではないのかなというふうに思います。
1:43:03	それから同じ番号がついてることによって、提出日が同日になってるんですけど、細かくすることによってできたものから提出するっていうこともできると思うので、必ずしも全部、1週間前である必要はないと思いますし主幹より前に出せるものでできているものがあるのであれば規制庁側も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:22	ヒアリングに向けて余裕をもって確認ができると思うので、そういう二つの観点から文書番号はちょっと大変なんですけど、細かく分けて管理していただいたほうがいいかなというふうに思います。
1:43:36	それから1点質問なんですけれども、今回の玄海3月9日に出してもらった補足説明については、001っていう形で黒四角で今回書いていただいているんですけど、一方で人の欄について口をつけて今後提出するっていう部分を書いてある部分は、
1:43:57	修正を加えて提出されるという意図で書かれてるという認識でよろしいでしょうか。
1:44:05	はい、ARF東京サイトウでございます。おっしゃる通りでございますして前回出したものにつきまして、修正が必要というふうな項目がタブに想定されるというふうに考えましてそのあとに白の四角を設けております。以上です。
1:44:23	規制庁イシイです。今日きょうは加わりました。
1:44:29	それで、後半部分の竜巻の部分等、火災の部分は前回の補足説明資料の6と7というふうに理解すればいいんでしょうかね、その下のほうです。
1:44:46	もっと下に行きますかね、竜巻と
1:44:50	火災でした。
1:44:57	RFS東京サイトウでございます。ええと竜巻については前回提出した6番、それから
1:45:04	火災については、7番というふうなことになってございます。おっしゃる通りです。そうするとでは7番にも黒四角は何か作るんでオファーレート何番ですかね。この添付13。
1:45:18	ていうところも黒四角がついたり、
1:45:21	ちなみに文化についても黒四角がついたりするんですか安全機能は
1:45:27	側溝は前回の学科には4番っていう
1:45:34	■つけてる整理が適切にされてるのかなというのがちょっと
1:45:40	あったんですけど、
1:45:42	はい、RFS東京サイトウでございます。今回ですねいろいろあのえ等やっていく中でですねこの黒四角のところはですね、加工が漏れてしまった部分がございます適切に修正したいと思います。ありがとうございます。
1:45:59	規制庁が示すよろしくをお願いします。
1:46:04	ちょっと私のほうからは以上です。
1:46:18	それでは
1:46:23	他に意見のある方がいますか。
1:46:32	それではヒアリングを終わりたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:40	ありがとうございました。
1:46:44	お疲れ様でした。
1:46:47	はいありがとうございました。どうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。